



## 総務 総務課からのお知らせ

問 総務課 消防交通係  
☎476-1111(214)

### ◆高齢者を狙った振り込め詐欺や類似詐欺事件について！

現在、県内では、高齢者を狙った振り込め詐欺やそれに類似する詐欺事件が多発しています。中でも、ロトシックスの当選番号を教えるという情報提供名目や、嘘の投資話で、現金をだまし取る手口が増加しています。そのような業者は、宅配便やレターパックで現金の送金指示をしていますが、宅急便やレターパック等で現金を送ることはできません。また、このような送金指示をする業者は、正規の業者ではありません。振り込んだお金は絶対に返ってきません。お金を振り込む前に、『いっと待って』、身内の方や警察に相談しましょう。

【連絡先】 志布志警察署・志布志地区防犯協会 TEL：099-472-0110 FAX：099-472-3418



## 年金 住民環境課からのお知らせ

問 住民環境課 戸籍年金係  
☎476-1111(126)

### ◆社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が発行されます。

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成25年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、『社会保険料（国民年金保険料）控除証明書』が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されます。年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。また、平成25年10月1日から12月31日までの間に今年始めて国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に送付されます。なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

★『社会保険料（国民年金保険料）控除証明書』についてのご質問は、控除証明書のハガキに表示されている専用ダイヤルか、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

### ◆『扶養親族等申告書』は、期限までに提出しましょう！

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています。（障害年金・遺族年金は課税されません。）

課税対象となる受給者の方には、毎年11月上旬までに日本年金機構から『扶養親族等申告書』が送付されますので、12月1日の提出期限までに必ず提出してください。

この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決まります。もし提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますのでご注意ください。

平成26年分『扶養親族等申告書』が送付される方		
年齢	65歳未満	年金額が108万円以上
	65歳以上	年金額が158万円以上

※年金以外に収入がある方は確定申告が必要です。

【お問い合わせ先】 鹿屋年金事務所 TEL：0994-42-5121